予定利率引下げスキーム

超低金利が継続する中で、「逆ざや」問題を解決し保険契約者の保護を図るための制度として、保険会社・保険契約者間の自治的な手続きにより、契約条件を変更する仕組みを整備する。

保険会社からの契約条件変更の申出
- **契約条件の変更を行わなければ、保険業の継続が困難となる蓋然性がある場合**

・必要があれば、経営改善努力を促すため、報告徴求、業務改善命令を実施

⇩

行政当局による申出の承認
- **保険会社からの申出を受け、契約条件変更手続きに入ることが適当であれば、承認**

➡ **解約の停止命令**
・期限を付して解約の停止等を命令

⇩

保険会社による契約条件の変更案の作成
- **保険会社は、契約条件の変更案を作成（ただし、責任準備金のカットは不可。予定利率引下げの下限は政令で規定。）**
- **総代会(株主総会)において変更案を決定（特別決議（3/4（2/3）以上の賛成））**

・変更対象契約者や総代等に対し、以下のような書類を事前に送付
① 契約条件の変更がやむを得ない理由
② 契約条件の変更の内容
③ 変更後の業務及び財産の状況の予測
④ 基金・劣後ローンの取扱い
（基金に係る債務の免除について必要な法的手当てを行う）
⑤ 経営責任に関する事項　　等

⇩

行政当局による契約条件の変更案の承認
- **行政当局は、必要に応じ保険調査人による調査を実施（保険契約者の権利が不当に害されていないか等をチェック）**

・将来金利が上昇した場合等において変更対象契約者に対し利益を還元する方針は定款に記載

⇩

変更対象契約者による異議申立（1か月以上）
- **変更対象契約者に対し、必要な資料を送付**
- **引下げについて変更対象契約者から異議を受付け（変更対象契約者の1/10を超える異議がある場合、引下げは否認）**

⇩

契約条件の変更の公告/変更対象契約者への通知

解　除